

日本の交通ルール 歩行者と自転車

■ 基本的な交通ルール



県内では交通事故が多発し、外国人が被害者や加害者となるケースも増えています。交通事故にあわないために、次のような基本的なルールをしっかりと守ってください。

「歩行者は右側通行、自動車や自転車は左側通行です。」

「自動車と歩行者では、歩行者優先です。」

「交通信号と道路標識に従ってください。」

「警察官の指示に従ってください。」

■ 歩行者の基本的ルール



歩道があるところでは、必ず歩道を通ってください。歩道がないところでは、道路の右側を歩いてください。

道路を渡るときは、信号交差点では信号機(歩行者信号)に従

い、信号機のないところでは横断歩道を利用してください。道路を

渡るときは、左右をよく見て、車が近づいてこないこと、また、車が

止まったことを確認してから渡ってください。夜間は、反射材を身

につけるか、明るい服装を心がけましょう。

■ 自転車の基本的ルール



自転車は、車道の左端を縦一列に並んで通ってください。

自転車は、自転車が行き通れる標識のある歩道では、通行で

きます。自転車は、道路交通法上は「軽車両」となっています。

違反をすると罰則が科せられる場合があります。2人乗りや傘を

さしたり、物を持ったりしての片手運転はしないでください。踏切

や一時停止場所では、必ず止まって左右の安全を確認してから

渡ってください。信号機のある交差点では、信号機に従って通行

してください。自転車利用時の交通事故には、十分注意してくだ

さい。

ぼうはんとうろく 防犯登録



自転車を買う時には、自転車店で必ず防犯登録をします。防犯登録をした自転車は盗難にあったときに戻ってきやすくなります。自転車店で書類に記入すれば登録。登録料は 500円です。自転車がなくなったら、すぐに警察に届け出てください。そのときに、防犯登録用紙の控えに書いてある防犯登録番号を伝えるので、用紙の控えを、大切に保管してください。警察が自転車を発見したら、連絡が来ます。

ちゅうりんじょう 駐輪場



アパートなどの施設には専用の駐輪場がある所が多いですが、歩道は自転車を駐輪する場所ではありません。自転車を止めるときは、その場所が駐輪してもいいところかどうかを確認しましょう。

あま市では、名鉄甚目寺駅の周りは自転車の放置禁止区域になっていますので、自転車を置くことはできません。その代わりに、一時利用(100円)や定期利用ができる駐輪場があります。また、市内にも無料の駐輪場がありますので利用できます。詳しくは以下のあま市ホームページで確認してください。

あま市のホームページ

<http://www.city.ama.aichi.jp/kotsu/koutuu/index.html>

(対応言語: 英語、中国語、ポルトガル語、ハンガル)

じてんしゃ
■ 自転車とは・・・



ふつうじてんしゃ
◎ 普通自転車

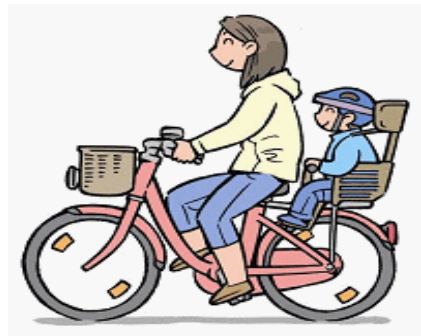
いっばん しょう じてんしゃ しゃたい おお およ こうぞう
一般に使用されている自転車で、車体の大きさ及び構造が
きじゆん てきごう にりんまた さんりん じてんしゃ た しゃりよう ひき
基準に適合する二輪又は三輪の自転車で他の車両をけん引し
ていないものをいいます。

じょうしゃじんいん
◎ 乗車人員

げんそく うんてんしゃいがい ひと の つぎ ばあい ようじ どうじょう
原則として運転者以外の人を乗せることはできませんが、次の場合は幼児を同乗させることが
できます。

いっばん じてんしゃ
一般の自転車

さいいじょう うんてんしゃ ようじようざせき もう じてんしゃ
16歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に
さいみまん ようじ ひとり かぎ の
6歳未満の幼児を1人に限り乗せることができます。
※さらに運転者は幼児1人を子守バンドなどで背負つ
て運転できます。



ようじふたりどうじょうようじてんしゃ
幼児2人同乗用自転車

さいいじょう うんてん ようじふたり どうじょう
16歳以上の運転者は、幼児2人を同乗させることが
とくべつ こうぞうまた そうち じてんしゃ さいみまん
できる特別の構造又は装置がある自転車に6歳未満
の幼児2人を乗せることができます。
※幼児2人を乗せた場合、運転者は幼児を背負つて
運転することはできません。





こんな自転車の乗ってはいけません！

つぎ じてんしゃ こうつう きけん しょう の
次のような自転車は交通の危険が生じるため、乗
てはいけません。

きじゆん あ そな
「基準に合ったブレーキを備えていない」

やかん ぜんしょうとう
「夜間において、前照灯がつかない」

こうぶはんしゃきざいまた びとう つ
「後部反射器材又は尾灯が付いていない」



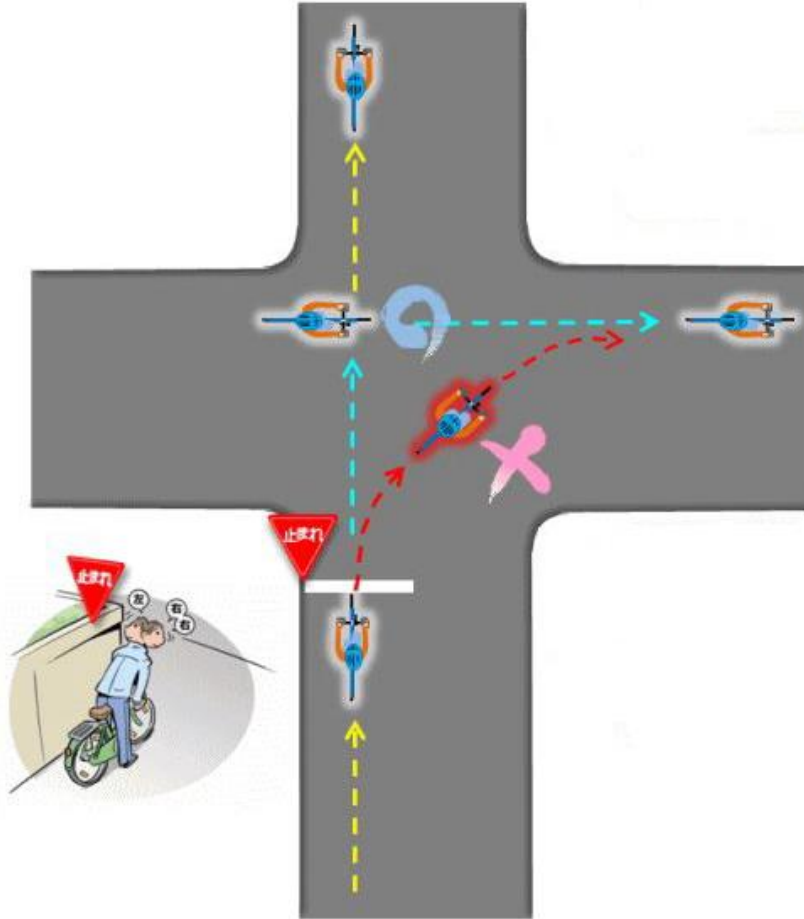
! の まえ かくにん 乗る前に確認しましょう!

- ブレーキは前輪及び後輪にかかり、時速10km / hのとき、3メートル以内の距離で停止させることができること。
- 前照灯は、白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度があるもの。
- 反射器材は、夜間、後方100メートルの距離から自動車の前照灯で照らして、その反射光を容易に確認できるもの。



じてんしゃ つうこうほうほう ちやくしん いったんていし うせつ など
■ 自転車での通行方法(直進・一旦停止・右折・等)について

いちじていしひょうしき こうさてん ばあい
● 一時停止標識のある交差点の場合



た しゃりよう どうよう どうろひょうしき ひょうじ こうりよく したが ぎむ いちじ
他の車両と同様に道路標識・標示のあるところでは、その効力に従う義務があります。一時

ていしひょうしき こうさてん ていしせん ちやくぜん いったんていし さゆう あんぜん かくにん あと はっしん
停止標識のある交差点では、停止線の直前で一旦停止し、左右の安全を確認した後、発進しな

ければなりません。(停止線がなければ交差点の直前)また、標識はなくても見通しの悪い

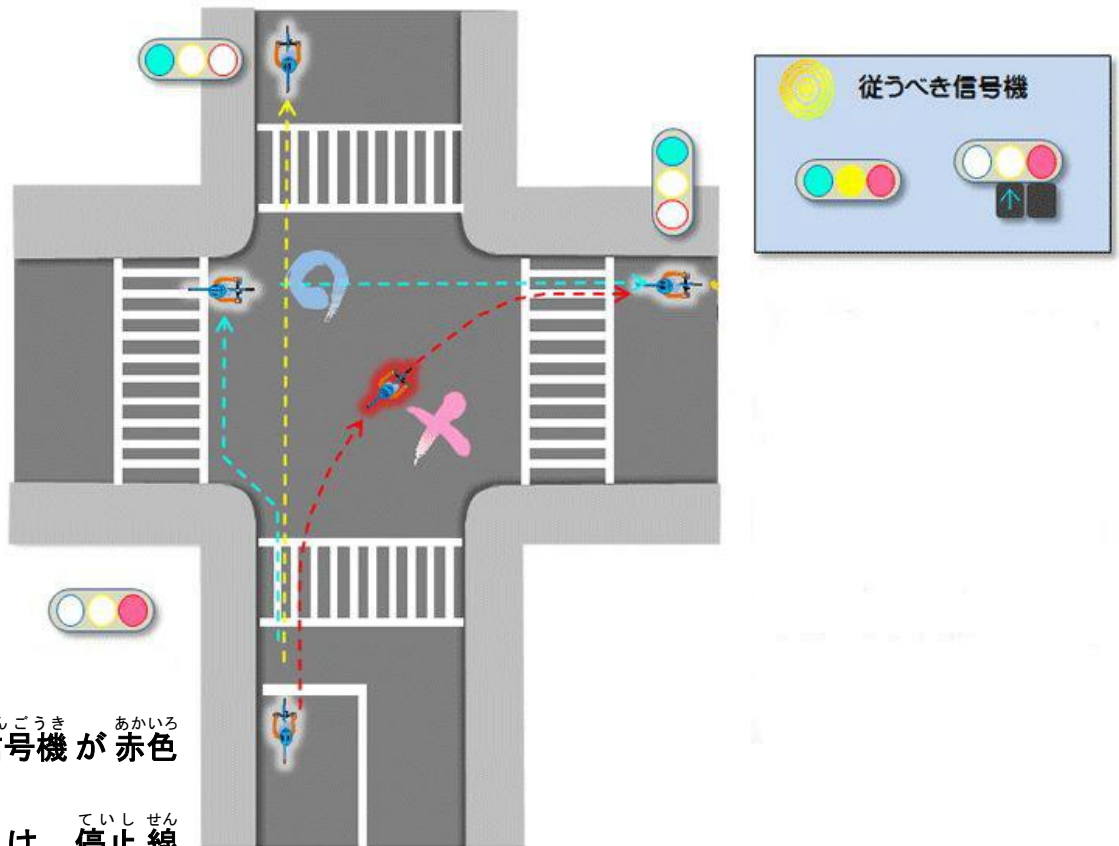
こうさてん いったんていし さゆう あんぜん かくにん しんこう
交差点では一旦停止して、左右の安全を確認してから進行しましょう。

うせつ ほうほう
【右折の方法】

じてんしゃ うせつほうほう かぎどうろ ひだりはし よ すす こうさてん ひだりはし そ
自転車の右折方法は、できる限り道路の左端に寄って進み、かつ、交差点の左端に沿って

じょこう こうさてん ななめ うせつ ほうほう きんし
徐行してください。※交差点を斜めに右折する方法は禁止されています。

● **信号機のある(歩行者用信号機・自転車横断帯のない)交差点の場合**



たいめん しんごうき あかいろ
対面する信号機が赤色

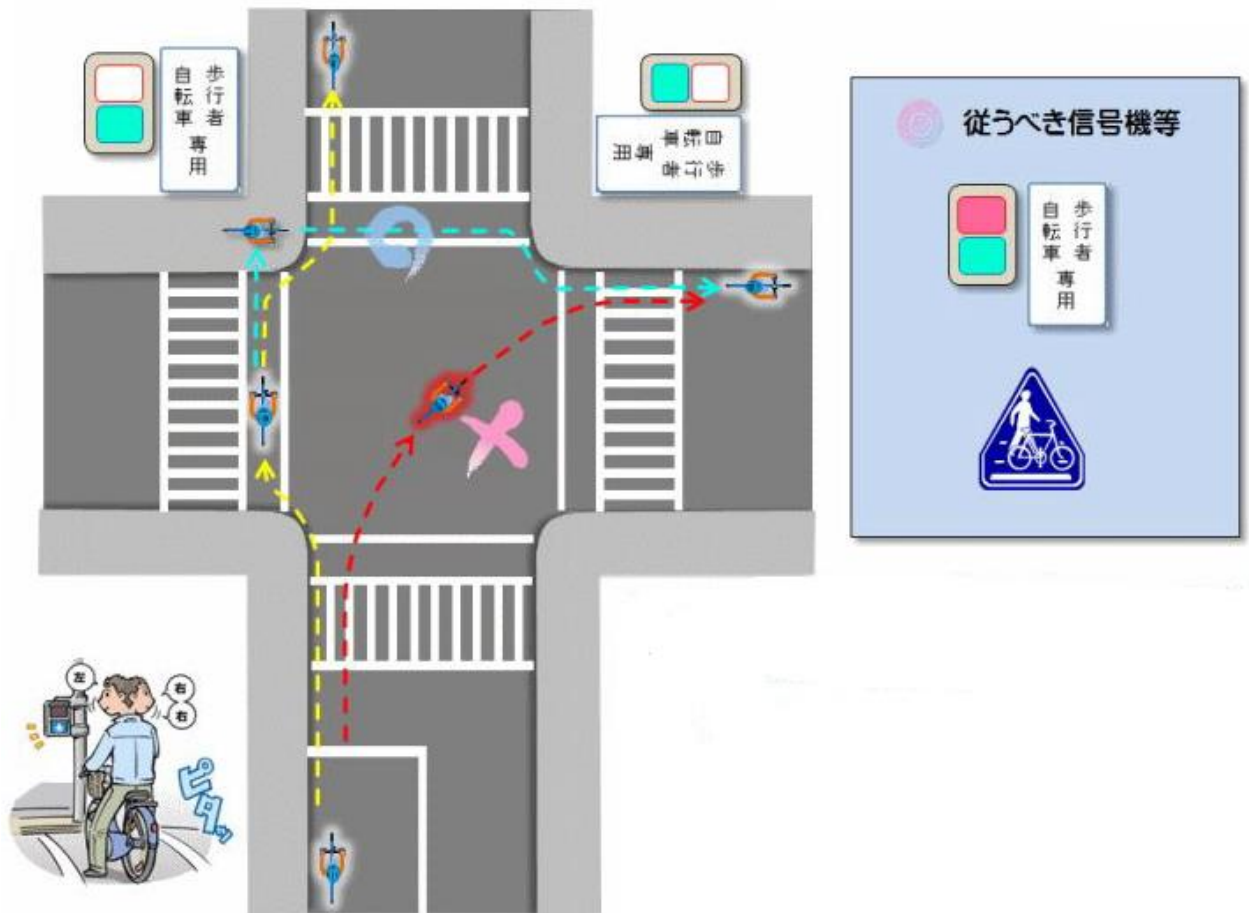
とうか ていし せん
灯火のときは、停止線

てまえ ていし
手前で停止します。

しんごうき せっち こうさてん しんこう ばあい たいめん しんごうき したが しんこう
信号機の設置してある交差点を進行する場合、対面する信号機に従って進行することになり
ます。車道の左側に沿って進行することになりますが、歩行者の通行を妨げる恐れがないとき
は、自転車に乗って横断歩道を渡ることができます。

ほこうしゃ の ばあい ほこうしゃ ぼうがい じてんしゃ お お わた
ただし、歩行者がいる場合は、歩行者の妨害とならないよう、自転車から降りて押して渡るよう
にしましょう。

● 歩行者用信号機「歩行者・自転車専用」、横断帯のある交差点の場合



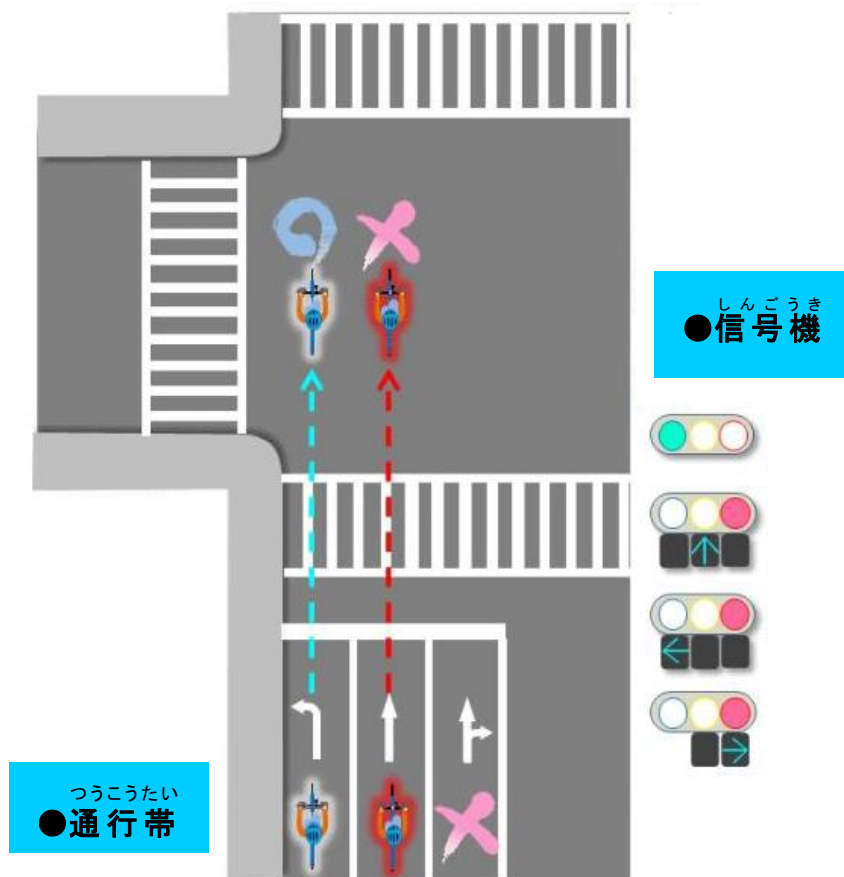
歩行者用信号機「歩行者・自転車専用」と表示してある交差点内では、車道ではなく、自転車

横断帯を通行します。

対面する信号機が『赤色』の場合は、停止線手前で一旦歩道に上がり、その対面する歩

行者用信号機が『青色』になってから自転車横断帯を渡ります。

● 左折者通行帯のある場合と各種信号機の表示について



左折車通行帯のある車道において、その交差点を直進する場合は、図のように直進車通行帯ではなく、左折車通行帯を直進するのが正しい通行方法です。後方から進行してくる車両等に注意して進行しましょう。

また、対面する信号が赤色の場合には、停止線直前に停止しなければなりません。後方から左折車両が接近して危険を感じる場合には、自転車を押して歩道に上がりましょう。軽車両である自転車は、原則として車両用信号機に従います。

また、それに優先して歩行者用信号機の「歩行者・自転車専用」表示があるものは、その歩行者用信号機に従い、自転車横断帯を通行します。また、青矢印について、自転車は右折以外の直進、左折の指示にのみ従い進行します。

☆ 自転車も車と同様にそれぞれの標識・表示に従ってください。

 <p>車両進入禁止</p> <p>しゃりょうしんにゆうきんし <small>くるま じてんしゃ しんにゆう</small> 車も自転車も進入できません <small>じてんしゃ のぞ ほじょひょうしき</small> (自転車を除く補助標識がある <small>ばあい のぞ</small> 場合を除く)</p>	 <p>一方通行</p> <p>いっぽうつうこう <small>くるま じてんしゃ ぎやっこう</small> 車も自転車も逆行できません <small>じてんしゃ のぞ ほじょひょうしき</small> (自転車を除く補助標識がある <small>ばあい のぞ</small> 場合を除く)</p>	 <p>車両通行止め</p> <p>しゃりょうつうこうどめ <small>じてんしゃ ふく すべ しゃりょう つうこう</small> 自転車を含む全ての車両の通行 <small>きんし</small> を禁止します。</p>
 <p>自転車通行止め</p> <p>じてんしゃつうこうどめ <small>じてんしゃ つうこう きんし</small> 自転車の通行を禁止します。</p>	 <p>徐行</p> <p>じょうこう <small>と そくど そうこう</small> すぐに止まれる速度で走行する こと</p>	 <p>一時停止</p> <p>いちじていし <small>かなら いちじていし さゆう しゅうい</small> 必ず一時停止して左右(周囲) <small>あんぜん かくにん</small> の安全を確認します。</p>
 <p>歩行者専用</p> <p>ほこうしゃせんよう <small>ほ こうしゃ つうこう せんよう</small> 歩行者だけが通行できる専用 <small>どうろ</small> 道路です。</p>	 <p>自転車及び歩行者専用</p> <p>じてんしゃおよびほこうしゃせんよう <small>ほ こうしゃ じてんしゃ つうこう</small> 歩行者と自転車だけが通行でき <small>せんようどうろ</small> る専用道路です。</p>	 <p>自転車横断帯</p> <p>じてんしゃおうだんたい <small>じてんしゃ どうろ わた とお</small> 自転車が道路を渡るときに通る <small>ばしょ</small> 場所です。</p>